

子どもをいじめから守るには？



ワークⅠ どう思いますか？

- 下校時みんなのカバンを無理やり持たされている子どもがいました。あなたはこれをどう思いますか？
- また、カバンを持たされている子どもやこれを周りで見ている子どもはどんな気持ちでしょうか？

ワークⅡ 考えてみましょう！

- あなたの地域では、どの子どもも生き生きと過ごしていますか？
- 子どもの様子で気になることはありませんか？

ワークⅢ 語り合おう できること！

- 子どもをいじめから守り健全に育てるために、地域や家庭でできていること、さらにできることは何だと思えますか？

子どものSOSを見逃さないで!

資料①

いじめへの気づき

※H24.11.20 小森美登里氏(滋賀県いじめ対策研究チーム会議委員/
NPO法人ジェントルハートプロジェクト理事) 講演から抜粋

- 「しばらく様子を見る」対応は大変危険
 - ・ いろんな事案を見てみると、子どもは、大人が思っている以上に、切羽詰るまで、いじめられていることを打ち明けないことがわかってきました。
 - ・ ですから、子どもが相談してきた時点では、すでに心の傷は相当深くなっていると理解すべきであり、「しばらく様子を見る」対応は大変危険です。様子を見ている間に、いじめは深刻化し、心の傷はさらに深くなっていく恐れがあります。
- 子どもの頃を思い出そう
 - ・ なぜ、いじめられていることを大人に相談しないのか。そう思う前にちょっと立ち止まって、自らの子どもの頃を思い出してみてください。
 - ・ 子どもが、やっとの思いで打ち明けてくれたとき、「どうして相談しなかったの」「相談しないあなたもいけない」といった対応をすることは、子どもを絶望させてしまいます。
- 被害者責任論は大人の誤解
 - ・ どんなことがあっても、人が人を傷つけていいはずはありません。
 - ・ 被害者責任論は、問題を複雑化させているいじめに対する大人の誤解です。「いじめられるあなたにも原因があるのではないか」—この言葉もまた、やっとの思いで打ち明けてくれた子どもを絶望させるものであることを肝に銘じておきたいものです。
- いじめは、いじめ加害者問題
 - ・ 繰り返されるいじめ行為を止めない限り、真の問題解決にはつながりません。
 - ・ その意味で、被害者を守ることと併せて、加害者が抱える問題にどこまで寄り添うことができるのか。いじめ問題は、いじめ加害者問題であるとの認識で取り組むべきと考えます。

いじめによって子どもが命を落とすことのないように、社会全体で考えることが大切です。

いじめとは…

いじめ防止対策推進法(第2条)では、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されています。

◎いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものです。いじめられる側に責任はありません。

他人を大切にす気持ちは、自分が大切にされていると感じることから生まれるのだ!



見つめてみましょう! 地域の子ども

資料②

小さなことも見逃さないで!

- 仲間に入れず、一人でポツンと過ごすことが多い。
- 遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたりする。
- 近所の年下の子どもとしか遊べなくなる。
- ゲームコーナーなどでお金をよくつかう。
- 一人で掃除や後片づけをさせられていることが多い。
- 自転車など個人の持ちものにいたずらをされる。

「ストップいじめアクションプラン」 滋賀県教育委員会より

普段から子どもに声をかけましょう!

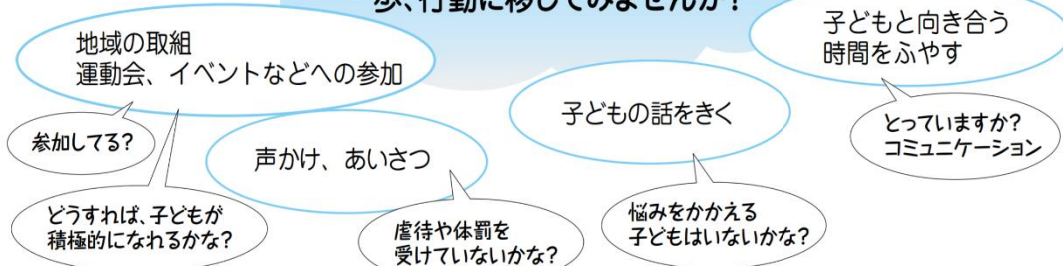
声をかけられることで、子どもは見守られていることに気づきます。そして見守られていることで自分も大切にされていることがわかります。

子どもの変化に気づいたら?

いじめ、虐待、体罰など気になることがあれば、学校や行政(児童相談所、警察等)に相談しましょう!

語り合いましょ!

一步、行動に移してみませんか?



子どもは集団の中で人間関係をつくることを学びますが、その場は学校だけではありません。地域や家庭も大切な学びの場となります。大人たちが連携して、子どもを守り育てる環境をつくるのが大切です。

①-2 子ども

1. 目的

児童憲章前文では、児童は人として尊ばれること、社会の一員として重んぜられること、よい環境の中で育てられることが記されています。しかしながら、いじめや虐待、体罰など子どもの人権を侵害する事件が発生しています。

ここでは、子どもの人権問題としていじめ問題について考えます。語り合いを通していじめ問題の解決に向けて、学校と協力して地域や家庭でできることを考えましょう。

2. 進め方（ワークシート活用例）

ワーク	進め方とファシリテーターの視点
I	<p>1 イラストを見て、参加者の率直な意見を聞いてみましょう。</p> <p>2 それぞれの子どもの気持ちについて考えてみましょう。</p> <p>《視点1》 いじめ問題を考えるとき、いじめられている子どもに責任はありません。いじている子どもも、いついじめを受ける側になるかわかりません。</p> <p>いじめは、軽微なことがきっかけとなってエスカレートし、深刻化します。また、大人や先生が見てないところでほとんどのいじめが発生しています。そこで、イラストのような状況を、ささいなこととして見逃さず、それぞれの子どもの気持ちを考えます。</p> <p>3 資料①を参考にして、地域のどんな場面で「いじめへの気づき」ができるか考えてみましょう。</p> <p>《視点2》 資料①の中にもある「子どもは、大人が思っている以上に切羽詰まるまでいじめられていることを打ち明けない」ということなどもふまえ、地域のどのような場面でかかわることができるか考え、そして話し合います。自身の地域での経験などをもとに話し合います。</p>
II	<p>● 資料②を参考にして、地域での子どもの様子について出し合ってみましょう。その中で気になる様子などがあれば話し合ってみましょう。</p> <p>《視点3》 資料②は、地域で子どもを見守る場合のチェック項目として使うことができます。</p>
III	<p>● 地域や家庭で子どもをいじめから守り、健全に育てるためにできることを話し合しましょう。</p> <p>《視点4》 子どもが地域行事（祭りや運動会など）にどのように参加しているかを出し合います。また、スポーツ少年団などの取組がある場合、指導者にもいじめについて理解を深めてもらうよう働きかけます。</p> <p>《視点5》 子どもの様子について各家庭で気をつけていることを出し合しましょう。いじめは、学校だけではなくケータイやスマホ（スマートフォン）を通じて行われていることもあります。子どもがケータイなどでどのようなサイトにアクセスし、どんなやりとりをしているのか話を聞くことも大切です。</p> <p>《視点6》 いじめや虐待、体罰などが疑われる場合は、学校や行政に相談・連絡するように伝えます。また、子育ての中で保護者も悩んでいると感じた場合は、相談窓口を紹介します。</p>

3. より深く学ぶために（資料）

- ・学校教員向け「いじめ対応リーフレット」（滋賀県教育委員会 R4年3月改定）
<http://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5308850.pdf>
- ・「生徒指導リーフ」シリーズ（国立教育政策研究所）
<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/>
- ・『「いじめ」させない見逃さない』（法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会）
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00155.html

滋賀県教育委員会



法務省

